

幼保連携型認定こども園運営法人
募 集 要 項

平成30年6月

大郷町

募集要項集 目次

1	移管対象施設	1
2	移管年月日	2
3	移管の方法	2
4	応募資格	2
5	応募制限及び失格事項	3
6	今後の主なスケジュール	3
7	応募方法	4
8	選定方法	5
9	覚書の締結	5
10	移管に向けた施設整備	5
11	引継	6
12	三者協議会	6
13	町議会における承認	6

別紙 運営法人の選定方法及び選定基準について

幼保連携型認定こども園運営法人募集要項

本町では、「大郷町総合計画」において幼児教育に関する基本的方針を、「大郷町の乳幼児を保育する」という認識のもと、乳幼児期の発達課題を踏まえて、幼稚園と保育園が同一の「めざす幼児像」の実現を目指し、学ぶ土台づくりと心の豊かさを重視した個々の特性を生かす教育を行うため、幼・保教育の融合と教育環境や施設整備の充実を図るとともに、幼・少・中一貫教育を推進するとし、主要施策の中には、幼稚園・保育園の一元化を掲げているところです。

また、この方針を受け策定した、「大郷町子ども・子育て支援事業計画」において、子ども・子育て支援に関する新制度の内容を踏まえ、認定こども園の設置を検討するとしているところであり、この度大郷町乳幼児総合教育施設を民間移管し、平成32年度より「幼保連携型認定こども園」を運営する法人を募集します。

1 移管対象施設

(1) 現在の運営状況（平成30年4月現在）

施設名	所在地	施設の概要		
		敷地面積	建物延べ面積	建築年・建物構造
大郷町 乳幼児総合 教育施設	大郷町 粕川字 新30番地	44,000 m ²	1,868.32 m ²	平成15年 木造一部鉄骨

※ 詳細は別紙8「施設整備に係る基本事項について」を参照してください。

大郷幼稚園園児数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
学級数				0学級	2学級	2学級	4学級
利用定員				5学級・175人			
在園児数(1号)				0人	50人	44人	94人
在園児数(2・3号)				0人	0人	0人	0人

大郷保育園園児数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
学級数				1学級	1学級		2学級
利用定員						2学級・90人	
在園児数(1号)							0人
在園児数(2・3号)	6人	12人	24人	23人	10人	16人	91人

※ 平成30年4月1日現在の数値です。

(2) 移管後の利用定員

移管後の学級数及び利用定員については、本町が下表に示す移管後の想定利用定員を下回らないよう設定してください。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号				23人	30人	30人	83人
2・3号	10人	15人	25人	35人	40人	40人	165人
合計	10人	15人	25人	58人	70人	70人	248人
学級数				2学級	3学級	3学級	8学級

2 移管年月日

平成32年4月1日

※ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）」第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」とします。

※ 平成32年3月末まで大郷町乳幼児総合教育施設として運営を行います。

3 移管の方法

(1) 移管後の施設類型

「認定こども園法」第2条第7項の規定に基づく「幼保連携型認定こども園」とします。

(2) 土地の取り扱いについて

原則として、無償による貸付を予定しています。

(3) 既存建築物等の取り扱いについて

原則として、無償譲渡又は無償貸付を予定しています。

(4) 物品の取り扱いについて

移管予定の施設で使用している物品で本町が提示するもののうち、法人が希望するものについては、無償譲渡します。

4 応募資格

(1) 応募日時時点で次の要件のすべてを満たす法人

ア 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定に基づき設立された学校法人または社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定により設立された社会福祉法人であること。

イ 認定こども園法第2条第6項の規定に基づき設置された認定こども園又は学校教育法第1条の規定に基づき設置された幼稚園若しくは児童福祉法第39条第1項の規定に基づき設置された保育所を運営している法人であること。

(2) 本町の教育・保育行政をよく理解し、「幼保連携型認定こども園移行方針」の内容のほか、運営法人選定後に大郷町と運営法人の間で締結する覚書に規定する条件を遵守し、運営において積極的に協力できる法人であること。

(3) 大郷町暴力団排除条例（平成25年大郷町条例第4号）第2条に規定する暴力団等及び暴力団員等に該当しないこと。

※ このことについて、法人の役員について、管轄する警察署へ照会を行う場合があります。

5 応募制限及び失格事項

(1) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前述「4 応募資格」の有資格者であっても、本募集に応募することはできません。また、応募者は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

- ① 認定こども園運営法人選定委員会委員（以下「選定委員」という。）及びその家族
- ② 選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者

(2) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案に係る応募法人は失格とし、法人選定の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽や記載の不備があった場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類を提出した者が選定委員会による選定の前後に、選定委員又は関係者と直接、間接を問わず本募集に関する接触を求めた場合
- ④ 選考審査に関する不当な要求があった場合
- ⑤ その他町が不正と認める行為があった場合

6 今後の主なスケジュール

期 日	内 容
平成30年6月28日（木）	募集要項等公表
平成30年7月9日（月）	募集要項説明会・現地確認
平成30年7月20日（金）～8月3日（金）	応募書類受付
平成30年8月17日（金）～8月31日（金）	選定委員会による選定
平成30年9月上旬	法人決定
平成30年10月～	施設改修の有無
平成30年10月～	各種協議

7 応募方法

(1) 募集要項について

平成30年6月28日から、大郷町公式ホームページにて、募集要項集や応募書類その他関連資料等を掲載いたしますので、ダウンロードしてご利用ください。

(2) 募集要項説明会及び現地見学会の開催について

応募書類の受付に先立ち、募集要項説明会及び移管予定施設現地見学会（事前申込制）を平成30年7月9日に大郷町乳幼児総合教育施設で開催します。この説明会及び見学会には、応募する法人は極力参加してください。

参加申込方法については、平成30年7月6日までに、「募集要項説明会及び現地見学会参加申込書」を電子メールにて学校教育課へ送信してください。受信確認のため、送信した旨の電話連絡もお願いします。参加申込を受付け次第、詳細な日時や留意事項等を記載した参加受付証を送信します。

なお、現地見学会については、予定の日程にやむを得ず参加できない場合のみ、別日程でも個別対応しますので、参加を希望する法人は参加希望日の1週間前までに「現地見学会参加申込書」を電子メールにて学校教育課へ送信してください。

(3) 応募に係る質問について

応募に関する質問は、平成30年7月17日までに、「質問書」を学校教育課宛てに電子メールにて送信してください。受信確認のため、送信した旨の電話連絡もお願いします。

受付した質問については、平成30年7月19日までに大郷町ホームページに掲載し、回答します。質問に対する回答及び関連して掲載する内容は、本要項と同等の効力を持つものとします。また、電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

(4) 応募書類の提出について

応募書類の提出は、持参のみとします。なお、応募書類の提出にあたっては、資料の内容を説明できる方が持参してください。応募書類一式に不備や不足がある場合は、受付できません。

①受付期間

- ・平成30年7月20日から8月3日
- ・午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

②受付予約

- ・応募書類確認のため、受付は予約制とします。
- ・応募しようとする法人は、平成30年7月19日までに学校教育課まで電話にて連絡してください。

③提出場所

- ・大郷町粕川字西長崎5番地の8
大郷町教育委員会 学校教育課（大郷町役場2階）

(5) 応募書類について

- ① 応募書類については、「幼保連携型認定こども園運営法人応募書類一覧表（兼チェックリスト）」のとおりとします。様式の指定があるものについては、大郷町ホームページより様式をダウンロードして作成してください。

- ② 提出部数については、正本1部、副本7部とします。資料は1部ずつA4サイズのファイルに綴じるとともに、資料番号をインデックスで表示してください。

(6) 応募に係る注意事項

- ① 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めませんので、できる限り期限に余裕を持って提出してください。ただし、町から指示した場合は除きます。
- ② 本募集要項及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ③ 提出された書類は大郷町情報公開条例の規定により公開することがあります。
- ④ 応募提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属します。ただし、町は、事業者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとし、また、提出書類等については、返却しません。
- ⑤ 応募に関する費用は、全て応募事業者の負担とします。
- ⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。

8 選定方法

運営法人の選定にあたっては、別紙「認定こども園運営法人の選定方法及び選定基準について」の内容に基づき、「認定こども園運営法人選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、大郷町長が決定します。

なお、次のいずれかに該当する場合は、審査結果の通知後であっても決定を取り消し、その法人を失格とします。

- ① 「4 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合。
- ② 選定後、町の承認を得ずに応募書類の内容を変更した場合。
- ③ 引継及び共同保育、三者協議会等、移管に係る手続きにおいて、保護者及び地域への説明及び対応が誠実に行われていないと確認された場合。
- ④ その他、移管を期間内に履行することが困難であると町が判断した場合は、法人と協議の上、決定を取り消すことがあります。

9 覚書の締結

運営法人決定後、応募内容の確実な履行のほか、引継ぎや三者協議会の実施等、移管に向けた取り組みを円滑に進めることを目的として、町と運営法人との間で覚書を締結し、遵守していただきます。

10 移管に向けた施設整備

大郷町乳幼児総合教育施設の移管に際して、運営法人決定後、既存施設の設備で、移管後も引き続き保育が実施可能であるか施設の設備について確認を行なってください。その結果、改修が必要であれば、優先順位をつけ改修を行いますが、費用負担及び改修時期については別途協議します。

11 引継

(1) 引継ぎ方法について

- ① 必要な事務の引継ぎについては、引継ぎ書を作成し運営法人へ引継ぎを行います。
- ② 幼児教育及び保育事業について、幼稚園及び保育園において、それぞれの職員と合同で行う「共同保育」を実施します。運営法人は、共同保育実施にあたって必要な職員の派遣を行い、双方の職員協力のもと、幼児教育及び保育事業が、平成32年度以降の運営を視野に入れた内容となるように検討し、実施してください。
- ③ その他、引継ぎに必要な事項は、運営法人と別途協議します。

(2) 引継ぎ期間について

引継ぎの期間としては、平成31年4月から平成32年3月までとします。

(3) 引継ぎに係る費用負担について

引継ぎに係る費用については、運営法人と別途協議します。

12 三者協議会

町立施設の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映させるとともに、園児への保育環境の変化を最小限に止める観点から、移管後の運営に関する諸事項について、対象施設の保護者代表・運営法人・大郷町の三者で協議し、合意形成を図ることを目的として、運営法人の選定後に三者協議会を設置します。

13 町議会における承認

町立施設の移管及び、移管に関する予算の執行等にあたっては、大郷町議会における議決が必要となります。仮に町議会の承認が得られない場合は、移管に係る事務を停止する場合があります。

【問い合わせ先】

〒981-3592

黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地の8

大郷町教育委員会 学校教育課

(大郷町役場2階)

[TEL:022-359-5514](tel:022-359-5514) / FAX:022-359-3287

e-mail:kyoiku@town.miyagi-osato.lg.jp